

[令和5年10月3日県土整備常任委員会]

◆宇野裕 委員 瀧田委員の質問に関連をして、私のほうからも何点か質問をさせていただきたいと思います。

今回の懸案、中心的に被害が非常に多かった一宮川についてであります。この一宮川での、先ほど部長のお話にもありました仮締切り堤防の高さが不足していたと。この件について何点か御質問させていただきたいと思います。

改めて、現場でどのようなことがあったのか、もう一度説明をしていただくとありがたいのですが、よろしく願いいたします。

◎説明者（古谷野河川整備課長） こちらでございますが、一宮川の河川激甚災害対策特別緊急工事といたしまして、護岸工事その1及び同その2、2件の工事を行っております。こちらの工事では仮締切り堤防として設置しました大型土のうが5か所において高さが不足していたものとなります。その発端といたしましては、9月8日の大雨の際、仮締切り堤防から増水した河川の流水が堤防の内側に流れ込んでいたという話につきまして、茂原市から県に対し、その場所の土のうはどうなっていたのかといったような疑問を呈されまして、調査依頼がございました。県では、直ちに両工事、2件の工事を受注しております清水・幸和特定建設工事共同企業体、こちらのほうから聞き取り等を行いまして、9月8日のときに延長2.5メートル区間の大型土のうが設置されていなかったという事実を確認いたしました。このため、両工事合わせて今4キロメートルほどの延長で工事を行っておりますので、改めて、大型土のうの設置状況等、ほかの箇所がどうなのかということについて確認をさせましたところ、このほか4か所で仮締切り高さが不足しており、合計5か所にわたることが判明しております。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 少し分かりました。

では、なぜこのような状況が発生してしまったのか、御答弁をお願いいたします。

◎説明者（古谷野河川整備課長） 先ほど申し上げました5か所のうち、茂原市から指摘をいただきました1か所を含む4か所につきましては、受注者が申しますには、当初、設計図書に指定されました高さで大型土のうは1度設置をしたということです。その後、県に一切の協議もなく、受注者が勝手に仮締切りを改変し、高さ不足としていたものとなります。特に、茂原市のほうから指摘をいただいた明光橋下流の1か所につきましては、大型土のうを解体する協議がない上、撤去後、周りの土のうと同様に遮水シート、黒いシートになりますけれども、遮水シートで全体を覆われてしまったということで、9月8日の前日、大型土のうがあるかのように見えていたということです。

また、ほかの1か所におきましては、堤防の後ろ側の土地のところにございます民地の擁壁がございまして、こちらの高さが大型土のうを設置する高さよりも高かったといったところがございまして、背後地の敷地の中にクラック等を生じさせないように、重い大型土のうにつきましては撤去したいということで受注者のほうから協議がございまして、県のほうでこれを承諾したところ です。

改めて、9月8日、台風が行った後で擁壁の高さを確認したところ、一部区間で全体で60メートルぐらいの延長の中で、約9メートルほど低く緩んだ、たるんだ箇所がございまして、結果として高さ不足となった1か所がござい ます。

以上でござい ます。

◆宇野裕 委員 ただいまの説明の中で、仮締切りを勝手に改変されたということであれば、受注者の責任というのは大変重いのではないかと いうふうに思っております。その点についてどのように考えているのかという点と、また、今後どのような対応を取っていかれるのか、お尋ねいたします。

◎説明者（古谷野河川整備課長） 発注者に協議なく仮締切りが改変されたことにつ きましたは、大変遺憾であるというふうに考えております。また、茂原市のほうから指摘されました箇所の、見た目には大型土のうはあるかのように なっておりまして、高さが確保されているかのような状態になっていた件につ きましたは、受注者のほうから、大型土のうの中の砂を堤防のひび割れの補修に使い、元に戻すのを失念したと いったような報告を受けておりまして、このあたりの経緯につ きましたも、さらに詳細を確認したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、発注者への協議がないなど受注者側の対応に不 適切な内容があったことは事実ですので、例えば、担当する技術者の見直しと いった体制の是正など、必要に応じた措置を求めたいというふうに考えて おります。

県としましても、この件を重く受け止め、できるだけ早い時期に有識者から 成る委員会を設置いたしまして、受注者の責任や県の管理体制の在り方につ いて検証をするとともに、当該箇所からの溢水の状況や影響、それと浸水のメカニズムの分析等につ いて検証してまいりたいというふうに考えてござい ます。こちらの検証結果につ きましたは、改めて御報告をさせていただければと思 います。

以上でござい ます。

◆宇野裕 委員 報道によれば、県はパトロールをしていたということですが、なぜ気づくことができな かったのか、素朴な質問ではありますが、よろしくお願 いたします。

◎説明者（古谷野河川整備課長） ただいまの御質問でござい ますが、県では、県職員2名が対岸から目視によりまして、仮締切りの高さを、周辺と比べて異常がないこ と、工事資機材が川の中に取り残されて河積阻害となっていないことなどの確認を行 っております。目視で確認を行っておりますので、仮締切りの数十センチの不足高に

ついて覚知できなかったことにつきましては、重く受け止めております。

今後は、再発防止のために、高さ確認の方法など工夫できる余地がないかどうか検討いたしまして、改善に結びつけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 要望ではありますが、この案件につきましては非常に残念だなというふうに私は感じております。被害に遭われた方々の気持ちを念頭に置いて、受注者の方、発注者であります県とも、両者いま一度しっかりと、今後、今御答弁いただきました検証を行い、対処をしていただきたいというふうに思います。

私からのこの件についての質問は以上であります。後ほどまた別件で御質問をさせていただきますと思います。よろしく願いたします。

◆宇野裕 委員 それでは、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、都市計画の見直しについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

6月議会の我が党の代表質問をはじめとして、都市計画の見直しについての質問に対して、県は、令和7年度内を目指して、県及び市町村の都市計画を運用する上で最も基本となる都市計画区域マスタープランの改定手続を進めているとの答弁をしております。日本の人口は平成20年をピークに減少に転じ、我が県でも令和2年から減少傾向が見られるなど、これまでの社会情勢とは大きく異なる状況となっております。

このような大きな時代の転換期を迎える中で、改定が進められております都市計画区域マスタープランは、本県の将来の都市づくりの方向性を示す重要な役割を担うこととなり、雇用の確実な確保につながる企業立地誘導や、地域のポテンシャルの向上につながる道路または公園等の計画的な整備など、本県のさらなる発展に向けた大きな道筋をしっかりと示していくことが重要ではないかと考えているところであります。

そこでお伺いをいたします。人口減少が進む中でも県の発展は重要であるが、今回の都市計画の見直しではどのような狙いを持って取り組んでいくのかお尋ねいたします。

◆宇野裕 委員 しっかり将来を見据えて頑張って進めていっていただきたいというふうに思います。

続いて、高速道路インターチェンジ等を生かした産業の受皿づくりに関連してお伺いをさせていただきたいと思っております。

6月の常任委員会においては、地権者が土地を売却せずに事業に参加する方法や、他県の事例も含めたインターチェンジ周辺での産業の可能性などをお伺いをいたしました。私の地元匝瑳市においては、インターチェンジ周辺の産業用地の検討について、地権者や企業へアンケート調査を行うなど、情報収集が進んでいると伺っております。ある程度事業の方向性が見えてきているのではないかなというふうに考えてお

ります。したがって、今後はより詳細な検討に進んでいくと思われませんが、どのような産業、業種の立地が考えられるのか、しっかりと検討して進めていくことが、市の目指す将来像の実現のため、非常に重要と考えております。

そこでお伺いをいたします。匝瑳市におけるインターチェンジ周辺の産業用地整備について、どのような産業の可能性が検討されているのか。御答弁よろしくお願いたします。

◆宇野裕 委員 心強い御答弁ありがとうございます。引き続きよろしくお願いをいたします。

最後に、ちょっと地元で心配している声がございませこの銚子連絡道の整備状況でございませ。

銚子連絡道は、匝瑳市までの供用時期、これについては、これまでの御答弁では令和6年、来年の3月末との答弁をいただいておりますが、改めまして、再度この供用時期について、その見通し、確実性、どうなっているのかお尋ねいたします。

◆宇野裕 委員 来年の3月、もっと早くても結構でございませ。地元の子供たちも住民の方々も、本当に大きな期待を持っている道路でございませので、しっかりと来年の3月末日までに完成をしていただきたいと強く要望して、私の質問を終わります。よろしくお願いたします。